

4 医 療

※ 各 医 療 制 度

療育手帳		各 医 療 制 度	対 象 者	医 療 費 の 自 己 負 担	申 請 先	
A	B					
○	△	1. 重度医療 (重度心身障害者 医療費助成制度)	本 人	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税非課税世帯 (市町村民税全部減免者含む) 又は小学校就学前～なし ・市町村民税課税世帯 ～1割 ※所得制限あり <ul style="list-style-type: none"> ・入院時の食事療養費は 一部自己負担あり 	(市)障害福祉課 市役所低層棟1階 ☎65-4147	
○	×	2. 後期高齢者医療の 障害認定	満65歳以上 75歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・1割 (現役並み所得世帯は3割) ・自己負担限度額を 超えた分の払い戻しあり 	(市)国保課 市役所高層棟1階 ☎65-4138	
障害年金 1級程度 の方が該 当		3. ひとり親医療 (ひとり親家庭等 医療費助成制度)	ひとり親家庭の 母又は父と20歳 未満の児童 ※所得制限あり ※18歳以上の 児童には制限あり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税非課税世帯 (市民税全部減免者含む)、 又は小学校就学前～なし ・市民税課税世帯～1割 ・入院時の食事療養費は 一部自己負担あり 	(市)こども課 市役所高層棟3階 ☎65-4160	
○	○	4. 治療用 装具	各健康保険 ※注意 後期高齢者 医療優先	被保険者 被扶養者	各医療保険自己負担分	各保険者 国保・協会けんぽ・共済 健康保険組合など
○	○		後期高齢者 医療	後期高齢者医療 適用者	<ul style="list-style-type: none"> ・1割 (現役並み所得世帯は3割) 	(市)国保課 市役所高層棟1階 ☎65-4138
○	○		重度医療	本 人	・上記1の重度医療と 同様	(市)障害福祉課 市役所低層棟1階 ☎65-4147
障害年金 1級程度 の方が該 当			ひとり親 医療	ひとり親家庭の 母又は父と20歳 未満の児童	・上記3のひとり親医療と 同様	(市)こども課 市役所高層棟3階 ☎65-4160

1 重度医療（重度心身障害者医療費助成制度）

<p>重度の心身障害者の医療費助成制度で、医療費の自己負担分の助成を受けることができます。</p>	
1. 対象者	<p>(1) 療育手帳 A (2) おおむねIQ35以下の方 (3) おおむねIQ50以下で、身体障害者手帳3級の方 (上記(2)(3)は知的障害に関する所定の診断書が必要です)</p>
2. 条件	<p>(1) 各健康保険のいずれかに加入していること ① 国民健康保険 ② 協会けんぽ ③ 健康保険組合 ④ 共済組合など ⑤ 後期高齢者医療(65歳以上の方) (2) ただし所得制限により、助成されない場合があります。</p>
3. 助成の開始日	<p>受給者証交付申請日から。</p>
4. 助成内容	<p>(1) 市町村民税非課税世帯（市町村民税全部減免者含む）又は小学校就学前の方 →医療費自己負担分の全額助成。※初診時一部負担金も含めます。</p> <p>(2) (1) 以外の方 →総医療費の1割を自己負担いただき、残りが助成されます。 ・自己負担額の月額上限限度額 ※重度医療の限度額 外来18,000円 入院57,600円</p> <p>※ 「世帯」には受給者の被保険者及び税法上の被扶養者を含みます。 ※ 後期高齢者医療1割負担で上記(2)に該当される方は、重度医療で助成する部分が無くなるため、受給者証の交付はしません。 ※ 入院時の食事療養費・病衣・診断書などは、助成対象となりません。 ※ 病院等の窓口で、重度医療費助成に該当する分を支払った場合、申請により、払い戻しがされます(下記5参照)。 ※ 市外、道内外の病院等へ受診した場合に、医療費等が請求されることがあります。支払いをされた後、下記5の手続きを行ってください。</p>
5. 現金支給	<p>○ 次に該当する場合、払い戻しを受けることができます。 ・ 市内、市外、道外の病院等で医療費・治療材料費を支払った場合 ・ 特定疾患医療などの自己負担分を支払った場合</p> <p>○ 助成額 = 総医療費 - 医療保険給付額 (重度医療の負担割合に応じて助成します。)</p> <p>○ 必要なもの～領収書、銀行口座、印鑑、重度医療受給者証</p>
6. その他	<p>(1) 年齢制限はありません。 (2) 生活保護受給者は、対象となりません。</p>
7. 優先順位	<p>重度医療 > ひとり親医療（乳幼児医療がある場合、こども課へ返還）</p>
8. 持参するもの	<p>① 療育手帳 ② 健康保険証 ③ 印 鑑 ④ 後期高齢者医療受給者証（65歳以上の方）</p>
9. 申請先	<p>(市)障害福祉課 ～ 市役所低層棟1階 ☎65-4148</p>

2 後期高齢者医療の障害認定（満65歳以上～75歳未満の後期高齢者医療）

<p>後期高齢者医療の特例として、満65歳以上75歳未満で障害があり、日常生活を営むのに支障がある方が対象となります。</p>	
1. 対象年齢	65歳以上～75歳未満
2. 条件	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳のA(重度)の方 ・国民年金などの障害年金1級、2級を受給している方 ・精神手帳1・2級の方 ・身体障害者手帳1～3級（他一部該当あり）
3. 助成の開始日	申請した日から（ただし、65歳の誕生日前に申請した場合は65歳の誕生日から）
4. 助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 自己負担金の割合 <ul style="list-style-type: none"> ・現役並みの所得者 →3割 ・それ以外 →1割 ◇ 市町村民税非課税世帯の方は入院時の食事療養費が減額されます。 ◇ 一月の入院費が自己負担上限額を超えた場合、払い戻しが受けられます。 <p>【注意】 重度医療に該当している方は、一部負担金も助成対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税非課税世帯の方～全額助成 ・市民税課税世帯の方～1割負担
5. 持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 療育手帳又は国民年金・厚生年金保険年金証書（障害基礎年金）等 ② 健康保険証 ③ 印鑑 ④ マイナンバー確認書類（マイナンバーカードまたは個人番号通知カード等） ⑤ 届出にきた方の身元が確認できる書類
6. 申請先	(市) 国 保 課 ～ 市役所高層棟1階 ☎65-4138

3 ひとり親医療（ひとり親家庭等医療費助成制度）

<p>夫婦のうちどちらか、もしくは両方が重度の障害者となった場合その配偶者と児童が対象となります。</p>	
1. 対象者	配偶者と20歳未満の児童（18歳以上～20歳未満については制限あり）
2. 条件	<p>次のいずれの条件も満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 父又は母、もしくは両方が重度の知的障害（障害年金1級程度）の状態にあること。 (2) その配偶者が、20歳未満の児童を扶養、監護していること。 (3) 各健康保険に加入していること。
3. 助成の開始日	申請した日からとなります。
4. 助成内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村民税非課税世帯（市町村民税全部減免者含む）、又は6歳（小学校就学前）の方 → 医療費自己負担分の全額助成 (2) (1)以外の方 <ul style="list-style-type: none"> → 総医療費の1割を自己負担いただき、残りが助成されます。 ・自己負担額の月額上限限度額 通院18,000円、入院・一世帯57,600円 <p>※ 初診時一部負担金と父母の通院(歯科通院除く)は市が単独助成</p>
5. 制限	<ul style="list-style-type: none"> ・父及び母の歯科診療（通院分）は、助成の対象となりません。 ・保険診療外の費用についても助成の対象となりません。 ・所得制限があります。
6. 申請先	(市) こども課 ～ 市役所高層棟3階 ☎65-4160

4 治療用装具

<p>療養のため医師の指示に基づき、治療用装具（義手・義足・義眼・コルセット等）を装着したときの費用について、各健康保険から払い戻しを受けることができます。</p> <p>さらに、重度医療（重度心身障害者医療費助成制度）の対象となっている方は、（市）障害福祉課へ申請すると助成を受けることができます。</p>	
1. 支給対象	<p>※ 各健康保険で治療用装具と認められるもの。 （例）コルセット・サポーター・義足・義手・装具等</p> <p>※ 日常生活や仕事上に必要なものなどは、対象となりません。 （例）補聴器・眼鏡など</p>
2. 手続き	<p>① 医師の指示に基づき治療用装具を業者に作成してもらう。</p> <p>② 医師の証明書と業者の領収書を各健康保険の窓口（後期高齢者医療は（市）国保課）へ持参し、支給申請を行う。 後日、現金支給通知書が郵送され、指定口座に振り込まれます。 ※持参するものは各健康保険にお問合わせください。</p>
3. 申請先	<p>各健康保険の窓口</p>
4. 重度医療・ひとり親医療の受給者の場合	<p>※ さらに、上記により各健康保険から支給を受けたあとの自己負担分は、重度・ひとり親医療の助成対象となりますので、次により現金給付の申請をしてください。</p> <p>【申請先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「重度医療」の場合 ～ （市）障害福祉課 ・「ひとり親医療」の場合 ～ （市）こども課 <p>【持参するもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各保険者から通知された現金支給通知書 ② 領収書・医師の証明書 ③ 振込先口座 ④ 印鑑 ⑤ 重度又はひとり親医療の受給者証